

藤里町移住定住支援事業

藤里町では平成29年4月より、定住を目的に移住する方を支援するため、藤里町移住定住支援事業を始めました。

お試し移住ツアー参加促進事業

移住ツアー集合場所までの交通費自己負担分の3分の2に相当する額を、3万円を上限に助成します。

【対象者】

- ・ 藤里町が主催する移住ツアーに参加した移住を希望する方。



家財道具等処分支援事業

当該物件の残存する家財道具等の処分、搬出に要する経費の2分の1に相当する額を、10万円を上限に助成します。

【対象者】

- ・ 空き家バンクに登録している物件の所有者で、賃貸借契約又は売買契約が成立した方。
- ・ 登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立し、当該物件に3年を超えて定住する意思のある40歳未満の方、または40歳未満の世帯員がいる方。

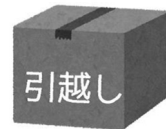


引っ越し支援事業

引っ越し事業者又は運送業者に支払う引っ越し代金を、5万円を上限に助成します。

【対象者】

- ・ 移住することを目的として町内の家屋に引っ越す方で、3年を超えて定住する意思のある40歳未満の方、または40歳未満の世帯員がいる方。



普通自動車運転免許取得支援事業

免許取得に直接要した費用の2分の1に相当する額を、15万円を上限に助成します。

【対象者】

- ・ 転入日から起算して1年以内の40歳未満で3年を超えて居住しようとする方。



住宅新築・空き家改修等事業

住宅を新たに建築、または空き家バンクに登録されている家屋を改修及び取得に要した経費の2分の1に相当する額を、新築150万円、改修100万円、購入50万円を上限に助成します。中学生以下の子と同居の場合は、子1人につき10万円を加算します。

【対象者】

- ・ 40歳未満の方、または40歳未満の世帯員がいる方で、移住を目的に住宅を新築又は空き家バンク登録家屋を改修及び購入し5年を超えて移住しようとする方。

【お問い合わせ先】 企画財政係 移住定住担当 ☎ 79-2111